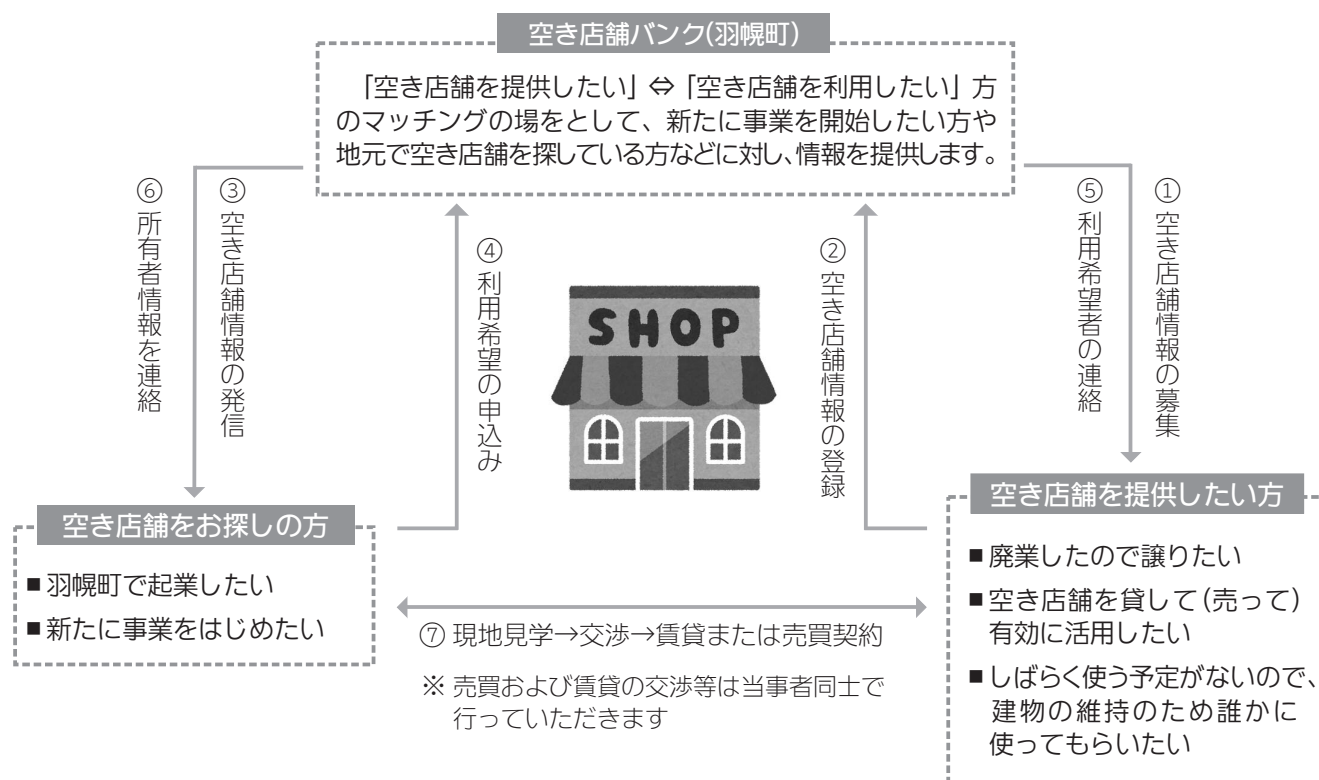


# 空き店舗バンク制度をはじめます

町では、産業振興、企業誘致を図ることを目的に、「空き店舗バンク制度」を開始します。町内にある空き店舗の情報を、空き店舗を探している方に提供することで、空き店舗の有効活用を促進します。物件を他の方に「譲りたい、貸したい」という方は、物件の登録をお願いします。



## ■ この制度における「空き店舗」とは？

個人または法人が町内で商業用等に使用することを目的として建築したものの、現在使用していない(近く使用なくなる予定のものを含む)建物およびその敷地のことをいいます(賃貸や分譲などを目的とする建物や土地は除きます)。

□ 登録ができないもの

- ① 老朽化が著しいものまたは大規模な修繕が必要なもの
- ② 所有者が暴力団員またはそれらと密接な関係にあるもの
- ③ 町長が適当でないとしたもの

## ■ 空き店舗バンクに登録された情報はどこで見れるの？

町ホームページで物件の写真や面積など随時公開します。また、商工労働係でもご覧いただけます。

## ■ 空き店舗バンク登録後の抹消について

次の事項が判明した場合は登録を抹消します。

- ① 空き店舗の所有者その他の権利に移動があったとき
- ② 空き店舗の登録内容に虚偽があったとき
- ③ 空き店舗の賃貸または売却が決定したとき
- ④ 所有者から登録取消しの申し出があったとき

## ■ トラブルの防止

契約交渉のトラブルを防止するため、不動産取引を行う北海道宅地建物取引業協会に協力依頼することができます。希望される場合は、商工労働係までご相談ください。

**➡お問合せ** 空き店舗に関すること： 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007(課直通)  
空き家、空き地に関すること： 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)